

大磯町特別用途地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定に基づき、建築物の建築の制限の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 歴史的建造物 大磯町まちづくり審議会答申（平成17年2月15日）の歴史的建造物等リスト（追録版）に記載されているもののうち、別表第1に掲げるものをいう。

(2) 歴史的建造物と一体的に利用されている土地 土地の形状、区画割、利用形態、所有関係その他物理的及び客観的に歴史的建造物と一体的に利用されているものと認められる土地をいう。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された特別用途地区が定められている邸園文化交流地区に適用する。

(建築の制限の緩和)

第4条 邸園文化交流地区内の歴史的建造物と一体的に利用されている土地においては、法第48条第1項の規定にかかわらず、町長が別表第2に掲げる建築物について、次の各号のいずれにも該当するものと認めて許可した場合にあっては、当該建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供することができる。

(1) 歴史的建造物を活かした大磯町新たな観光の核づくり事業の推進に資するものであること。

(2) 周辺の環境を害するおそれがないこと。

(3) 周辺住民への十分な説明が行われ、理解が得られていること。

2 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、大磯町まちづくり条例（平成13年大磯町条例第31号）第8条の大磯町まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

(許可手続)

第5条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、町長に申請しなければ

ならない。

- 2 前条の規定は、許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合において、許可を受けた者は、速やかに、町長に届け出なければならない。
- 4 許可を受けた者は、当該許可を受けた建築物の建築等を取りやめたときは、速やかに、町長に届け出なければならない。
- 5 町長は、許可を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(報告等)

第6条 町長は、必要な限度において、第4条第1項の規定による許可を受けた者その他の関係者に対して、事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 町長は、必要と認めるときは、町の職員に許可に係る区域に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は検査させることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

番号	名称	所在地
1	龍吟庵（旧富真別荘）	東小磯
2	旧大隈重信別荘	東小磯
3	旧古河潤吉別荘・旧陸奥宗光別荘	東小磯
4	旧西園寺公望別荘・旧池田成彬別荘	西小磯
5	旧伊藤博文別荘	西小磯
6	鳴立庵	大磯

別表第2（第4条関係）

用途が次に掲げるものであるもので、床面積3,000平方メートル以下のもの

- (1) 飲食店
- (2) ホテル又は旅館
- (3) 物品販売業を営む店舗
- (4) サービス業を営む店舗
- (5) 集会場（斎場を除く。）
- (6) 美術館、博物館その他の文化施設

平成26年12月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄